

平成23年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年10月11日(火)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書

2 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 組織改正について〔継続審議〕
- (4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

3 報告

(1) 教育長報告

平成23年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
平成24年度学校給食調理業務民間委託について  
練馬区ジュニア・オーケストラ第23回学校演奏会の開催について  
軽井沢・武石少年自然の家 宿泊特別プランの試行について  
平成24年度練馬区立図書館窓口等業務委託事業者の選定について  
その他

その他

開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 4時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿形 繁穂
生涯学習部長	中村 哲明
学校教育部庶務課長	岩田 高幸
同  新しい学校づくり担当課長	小暮 文夫
同  学務課長	古橋 千重子
同  施設給食課長	山根 由美子
同  教育指導課長	吉村 潔
同  総合教育センター所長	杉本 圭司
生涯学習部生涯学習課長	小金井 靖
同  スポーツ振興課長	齋藤 新一
同  光が丘図書館長	内野 ひろみ

傍聴者 13名

委員長

ただいまから、平成23年第19回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が8名見えている。よろしく願います。

では、案件に入る前に、本日の案件についてだが、告示では陳情3件としていたが、告示の手続き後に新たな陳情があったので、陳情を1件追加する。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情4件、協議4件、教育長報告6件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕

委員長

初めに陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後も外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日も継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕

(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書。

この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号はいずれも「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書。

この陳情案件は、本日新たに提出されたものである。事務局よりお願いする。

事務局

陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書が出された。今から読み上げる。

練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書。陳情者については記載のとおりである。

なお、本日追加署名として、2,002名分が新たに加わっている。したがって、代表者ほか、累計2,892名となっている。

陳情第18号 読み上げ

以上である。

委員長

この陳情案件については、協議の1番に関連するものである。現況など、ご報告いただくことがあれば伺う。

学務課長

それでは、区立幼稚園適正配置実施計画(案)について、このたび区立幼稚園5園で、説明会を開催したので、概要について口頭でご報告申し上げます。

9月27日の光が丘わかば幼稚園をはじめとして、最終10月6日の光が丘むらさき幼稚園まで、区立幼稚園5園で5回説明会を実施した。延べ参加人数が168名という

ことである。多くの保護者の方から、さまざまなご意見をいただき、現在そのご意見については事務局でまとめているところである。

また、そういった状況については、わかり次第、教育委員会にもご報告したいと思っている。

現状は以上である。

委員長

では、各委員より、今の学務課長のお話、報告についてご質問やご意見があったらお願いします。

天沼委員

今、区立5園で5回の説明会、延べ168名の参加をもって行われたということだが、そのときの保護者の説明会の様子を、もう少し詳しく丁寧に説明いただけないか。

学務課長

このたびこちらの実施計画案については、保護者の方からのご意見としては、突然の発表ということで、来年度入園の園児募集を直前にしたこの時期にこういう発表がなされたことについて、心の準備ができないとか、当然、上のお子様が通っている状況から、こちらの幼稚園が廃園になるのは困るといったご意見まで、さまざまなご意見があった。その中でも、こちらの陳情書のほうにも記載があるが、今回行う入園募集に際し、こちらの計画案にもある応募者数が10名未満の場合は、原則として学級編制を行わないところについては、特に突然の話で、これでは兄弟別々の区立幼稚園に通わなければいけない状況もあるということで、ご心配、ご不安の声が寄せられたところである。

そのほかにも、これまでそういったお話については意見を聞かれる機会がなかったのは納得ができないというご意見もたくさんちょうだいしている。

委員長

ご意見、御質問はあるか。

外松委員

今説明いただいたが、募集をかけたときに、応募者の方が10名に満たない状況が万が一生じても、そこを何とか学級として成立させるというお考えはいかがか。

学務課長

私ども、この計画案の検討に際しては、やはり幼児教育という集団教育になるので、当然、適正な規模が、一定程度あるだろうということで、10名という、学級としての一定の基準を出させていただいたところである。

ただし、今年度、入園を考えていらっしゃる方にとってみれば、当然、上のお子様と同じ幼稚園に入れることが前提であったり、そういったところで、その10名に満たなければ学級をつくらないという話になると、私どもが考えていたよりも1年早く単学

級の幼稚園ができてしまうことになる。その点については、皆様にお知らせをしてから、実際の入園まで、申し込みまで時間がなかったということで、ここについては規模としてどのくらいあれば適正かという問題はあるかと思うが、柔軟に対応していきたいと考えている。

委員長

10名未満の場合には、柔軟に対応していくという考え方も、今出ているということか。

学務課長

10名に満たないので、クラスをつくらないということになると当然、その幼稚園をご希望なされた方はほかの幼稚園ということになる。ただ、これについては私どもとしても、いろいろ兄弟関係の影響であるとか、事前に、十分情報がなかったところを考慮して、この点については、10名未満であっても、学級についてはつくっていきこうと、現時点では考えている。

外松委員

幼稚園は非常に数多くあるが、保護者の方が、あえてその中で、私立ではなく区立幼稚園を選んで、わが子をそこで教育してもらおうとお考えになるところには、多分、さまざまな園をごらんになって、区立幼稚園のよさというところに、大変共感をされて、わが子をこういうところで教育してもらいたい、こういうところで育ててほしいという願いを持って、区立幼稚園にお子さんを預けていらっしゃるのではないかと推察する。

確かに、非常に年々少なくなってきて、定員半分にも満たない現実があるということはそのとおりであるが、今説明いただいたように、せめてそういうもしかしたら単学年だけになってしまうことが少しでも避けられるような事態に配慮していただけたら、いろいろな地域から、ぜひ、この練馬区の区立幼稚園をと考えて、選択されて、お子さんを預けていらっしゃる親御さんの思いに少しでもこたえられることができればいいと思う。よろしく願います。

委員長

ほかの方は、ご意見は。

安藤委員

区立幼稚園は、年少と年長の2学年だと思うが、兄弟で同じ幼稚園に入りたいという、言ってみれば年子の方というのは、大体どのくらいいるかというのは把握しているか。

学務課長

必ずしもご兄弟、すべての方が同じ幼稚園を希望しているかどうかというような、そういう調査をかけた上ではないが、兄弟関係等については、一定程度、こちらのほうで

把握している。

天沼委員

やはり上にお兄ちゃん、お姉ちゃんが幼稚園に行っていれば、同じ幼稚園に下の子が入りたいというのは当然なので、やはり親としても別々の幼稚園に通わせるのは大変な負担があるだろうと思うが、そういったケース、いろいろ陳情をいただいているが、そういう上に既に年少組でいらっしゃる、年長組でいらっしゃる、そしてまた新たに幼稚園に通わせたいという場合、それに対して、そういった同じ園に行かれる配慮をなされるのか。

学務課長

兄弟で同じ区立幼稚園に通わせたいという保護者の方々のご要望については、まず1点は、先ほど申し上げましたように、10名未満であっても学級をつくるところが1点あるかと思う。あと、区立幼稚園2園が廃園について、実施計画案を出したことによって、保護者の方たちが幼稚園、選択にあたって存続する幼稚園のほうを選ばれる傾向も、一定程度影響としてはあると思っている。その際に、私ども現在光が丘4園に入っているいらっしゃるお子様の総人数でいえば、残る2つの区立幼稚園で受け入れが可能と考えている。ただし、それぞれのご希望で、どちらの幼稚園を選ばれるかということについては、必ずしも均等に分かれることではないと思っている。

その際もし、片方の幼稚園、特定の幼稚園で抽選という事態になった場合、上に、年長のクラスに兄弟がいる方については、配慮していきたいと考えている。

天沼委員

今、抽選という言葉が聞かれたが、区立幼稚園は、先ほど外松委員がおっしゃいましたように、本当にすばらしい、ご熱心な先生方がいらっしゃって、わが子を通わせたい。ところが抽選になってしまって、もしかしたら私立に行かなくてはならないのではないかという危惧もあるかと思うが、現状から、数字的な問題であるが、区立幼稚園のほうですべて閉園した後も、子供たちを受け入れるというか、そういう容量、あるいは私立にどうしても行っていただかなくてはならないという事態にあるのか。

学務課長

光が丘の4園で考えると、4園が2園になった場合においても、現時点で4園に通っているいらっしゃる4歳児、5歳児の方、区立幼稚園2園でも受け入れは可能です。ただ、それぞれどちらの幼稚園をご希望になるかということは、違いとしてはあるかと思うが、区立幼稚園でよろしければ残る2園で受け入れは可能な状態になっている。

天沼委員

もう少し数字で示していただけると。人数的なものが把握できると思うので、お願いできるか。

学務課長

現在、この実施計画案をお出しした時点で、光が丘4園の総園児数は316名であった。光が丘むらさき幼稚園、光が丘さくら幼稚園、一応教育委員会として残す園として考えているこの2園の定員がそれぞれ168名である。2園を合計すると、336名が定員になっており、現状の園児数に比べるとまだ人数に余裕があるという状況である。

天沼委員

それプラス若干の余裕と申すか、定員をある程度操作して、少しオーバーしても受け入れることは可能なのか。あるいは考えているか。

学務課長

定員については、この間、下げた経緯もあるので、どの程度というのはあると思うが、今週の13日、14日申し込みがある。そういった状況を見て、こちらとしても検討はしたいと考えている。

天沼委員

わかった。

安藤委員

今、天沼委員の質問、意見に関してであるが、もし区立ではなくて、私立の幼稚園にするという方がいらっしゃった場合に、私立の幼稚園への働きかけなどはあるか。

学務課長

このたび、適正配置実施計画(案)をまとめるに当たって、私立幼稚園協会にお願いはしている。それに当たっては、区立幼稚園は2年保育であるが、私立幼稚園は3年保育が主流ということで、当然1年早く、区立に入るよりは早く申し込みをしなければいけないということがある。これについては、協会に対しては一定の配慮をいただくようお願いしているし、協会としては、その点については区のそういう動きはわかったということで、お話しはいただいている。

ただ、個々の園によって、園児数であるとか、応募の状況はさまざまであるので、その中で私どもとしても、私立幼稚園には改めて協力をお願いしたいと考えている。

委員長

ほかの方は、ご意見いかがか。

外松委員

先ほどお答えいただいたことの再確認になるが、むらさきとさくらのほうで廃園になる2園を全部受け入れても、336名の定員ということで、それは十分大丈夫ということであったが、オーバーの分は検討したいというお話であると、やはり親御さんのほうとすれば、もしオーバーになって検討というのはどうなんだろうと、やはり具体的には

その辺がすごく心配で、そのときは抽選になってしまうのか。やはりいろいろと考えられると思う。ですから、例えば、むらさきを希望するけれども、むらさきがあまりにも例えばオーバーしてしまって、お教室の関係と、教育環境に影響を与えるような応募者が出てしまった場合には、さくらでもいいのか、その辺の第2希望なども聞いていただいて、さくらかむらさきどちらかの幼稚園が、区立幼稚園を希望されるご家庭には必ず入れるのか、ちょっとその辺の確かなところをお知らせしたほうがいいかと、現実もし自分が適齢期の子供を持っていて、幼稚園に入れなければならないとなると、具体的なことを考えるので、その辺はいかがかと思う。

#### 学務課長

これまでも区立幼稚園については、各園でも申し込み日を2日間設置をしているが、その後もここ数年ずっと定員に満たない状況であるので、随時受付は行っている。今回は廃止計画案が出たということで、これまでと申し込み状況の動向が変わることも予測しているので、13、14日、それぞれ申し込み状況については早急にまとめて、ホームページで速やかにお知らせをしたい。少なくとも14日夜までには、各園の申し込み状況及び抽選の有無についても、一定程度こちらのほうで判断して、ホームページでお知らせをするようにしたいと考えている。

そういったことも含めて、保護者の方々からお手紙をいただいているので、早急にお答えする部分については、お返事する必要があると考えている。

#### 天沼委員

今、13日、14日のお話が出たが、陳情者の中には、私立幼稚園に入園させるにしても遅すぎる、準備が必要だということや、受付日が迫る中、非常に不安を持っていらっしゃる方がいる。今、一応現状で人数から追って、定員から言うと、現在でも2園で20名余る数だということ、受け入れはすべて区立で可能だというお話で、少し私もその点で、受け入れられるのかという感じがしたのだが、もしやはり私立へ考えなければならぬ場合、願書配布がいつごろあるかわからないが、迫っているのではないかと思うが、それとのかかわり、私立の入園の説明会や願書配布と今回区立の幼稚園の13、14の受付、応募と、その時間の関係はどのようになっているのか。

#### 学務課長

私立幼稚園協会では、10月15日が願書の配布開始になっている。その上で、各幼稚園の入園申し込み受付が11月1日と承っている。そういったことから、私ども、限られた時間で非常に厳しい中ではあるが、14日中に各区立幼稚園の応募状況についてお知らせをするということは、その後、私立の申し込みであるとか、そういったところを考えるにあたって、一定程度保護者の方に判断できる状況として、少しでも情報を早く出したいということで考えたところである。

#### 天沼委員

そのお知らせするには、必ず空き状況も当然、こちらの幼稚園はどの程度空いている

とか、こちらは満杯だからという状況とか、そういう人数をはっきりとお知らせいただけるわけか。

学務課長

各区立幼稚園5園ごとに、応募状況はお知らせする。

天沼委員

5園ごとに。わかった。

安藤委員

先ほどホームページとおっしゃったが、中にはホームページをすぐに見られない家庭もあるかもしれないので、ぜひ各幼稚園に電話で問い合わせるようなことができたと思うが、可能か。

学務課長

当然、そういったご心配があると思う。入園申し込みは各園で行うので、その際、各幼稚園のほうで何時まで対応できるかということもあるので、最終的には学務課のほうで、14日の夜はある程度、電話等のお問い合わせには、一定の時間まで対応できるようにしたいと思っている。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

ちょっと話が戻ってしまって恐縮なんですが、先ほど10名未満でも教育的には少し学級の規模が小さいということだったが、でも、10名未満でもお受けするというお話をいただいた。やはり教育的な見地も、当初の考えから忘れてはならないことであるので、ぜひそういった場合には、他の園との交流であったり、近隣の保育園との交流であったりとか、そういったところでぜひ集団生活に慣れるという幼稚園での目的を果たせるような対応をとっていただきたいと思う。

学務課長

やはり家庭とは違った集団の場で学ぶべきことはたくさんあると思う。こういったことについては、しっかり検討し、対応していきたいと考えている。

委員長

ほかに。

教育長

実施計画(案)の中身で、きょういろいろご審議いただいたので、一定程度、学務課

長のほうからある程度のお考え方についてお話をさせていただく内容については、できるだけ早く保護者の皆様にお知らせをするということで、13、14のあたりの情報を出すことはもちろんだが、その前に、きょうこの教育委員会でやりとりをさせていただいた内容についても、できるだけ早く保護者の皆様にお伝えできるようにやってまいりたいと思っている。

#### 天沼委員

もう1点いいか。やはり何名かの方からの陳情の中身に、やはり年長後の、年少の子が年長になったときに単学年になってしまうと。今、安藤委員からもあったが、そのときにやっぱり幼児教育、下の子の面倒をみたり、お世話をしたり、そんなことをしてお兄ちゃん、お姉ちゃんになっていく側面がある。そういった幼児教育、そういう中でお互いに思いやりを持ったり、しつれたりしつけられたりということも子供たち同士であると思うが、そういったことについて、やはりいずれは単学年になるだろうが、その辺の計画、これからどのようにしていくのか、もしお考えがあったらお聞かせいただきたいと思う。

#### 学務課長

単学年になったときに、この計画案の中にも他園との交流等で、子供、異年齢のお子さんとのふれあいについてはやっていくということは記載している。具体的な交流の中身等については、他園との交流もあるだろうし、その幼稚園で行う未就園児への保育等によってできることだと考えている。

具体的には、人数であるとか規模によってもいろいろできることとか、影響があるかと思っている。この点については、各区立幼稚園の担当以下、教員の皆さんにもご意見を聞いて、教育委員会として対応をとっていききたい、検討していききたいと考えている。その際には、保護者の方たちのご意見、ご要望等もある程度お聞きする必要があると考えている。現状の点では、今後の状況の中で、しっかり対応、検討していききたいと考えている。

#### 天沼委員

やはり小さいころたくさんのお友達ができて、一緒になって遊んだ思い出というか、そういう経験というのは、その後の人生の礎になるので、やっぱりいい友達に出会ってたくさん遊べる、それがもし単学年であれば、ほかの幼稚園と合同でそういう機会をたくさんつくれるようにしていただけないと、やっぱりいろいろ陳情をいただいているが、心配は尽きないわけで、そういう意味では今後、その辺の計画をちゃんと立てていただいて、10名未満であったとしても、きちっと集団生活、集団の中で学習したり遊んだり、学習はないか、遊んだりすることができる、友達と仲よくできる、そういう子育てというか、支援をしていただきたいと思います。

以上である。

#### 外松委員

追加してなんだが、ただいま天沼委員が言われたことは、私も本当に同感である。異年齢集団があって、上の子は自分が年長者としての自覚をしていくことが、教育の中では非常にあるので、大変大切な点だと思う。ですから今後、こういう計画とか、そういう交流がされたりしたときは、実施の様態などもぜひ報告していただけたらと思う。よろしく願います。

天沼委員

一方で大規模化する、商業化、華やかな私立の幼稚園がある。それに対して少人数というか、区立のよさもあると思う。温かさ、練馬のこの地域の自然環境や動植物とのかかわりの中で健やかに育っていくことの大切さがあると思う。非常に密な関係、1対1の、園長先生と子供、子供と子供との、非常に密な関係が築かれるというよさもある。前にちょっとそういう意味で幼児教育の一つのモデル的な部分という話もさせていただいたが、そういうグループの中で形成されるものもあれば、そういった密な人間関係の中でコミュニケーション能力を高めていくことも可能かと思う。少人数でやるよさもあるかと思うので、逆に今後ふえてきてしまうかもしれない。あるいはそういうよさに地域の方がお気づきになって、やっぱりそういう人間関係が豊かなほうがいいのかという形で区立のほうを選んでくれるようになるかもしれない。でもやっぱり、根本にあるのは、人と人とのかかわりをいかに大切にはぐくみ育てていくかということなので、ここで幕をおろすということではないので、しっかりとやっていただきたいと思う。

以上である。

委員長

よろしいか。

天沼委員

はい。

委員長

幾つか学務課長から10名未満でも何とかする、成立させるようにとか、年子のお子さんへの配慮等とご要望に対しての配慮が幾つか示されているかと思うが、では、事務局は、できる限りご要望にこたえていただけるよう、今後も配慮していただけたらありがたいと思う。

この陳情案件については、本日はここまでとして、継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成23年陳情 第18号は「継続」とする。

(1) 協議 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。

区立幼稚園の適正配置について。

この協議案件については、先ほど陳情に絡めて現況などご報告いただいた。そして委員の方からもご意見をいただいたが、この協議案件についても、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件は「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

練馬区教育振興基本計画の策定について。

この協議案件については、懇談会の検討結果などを受けて協議を進めていきたいと考えている。

したがって、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

(3) 組織改正について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。

組織改正について。

この協議案件については、資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま組織改正（案）と公民館について説明があった。本日は、公民館の件を中心に協議してまいりたいと思う。各委員のご意見、ご質問があったら願います。

教育長

今委員長から公民館のことを振っていただいたが、きょう全体の組織改正、参考資料1でお示しをした。既に素案で何度か、何度かと言うか、委員会でも組織改正にあたってご審議いただいているので、きょうは個別に公民館をあえて出させていただいたのは、ちょっと公民館の運営審議会の中で、組織改正の必要性というか、もう少し公民館の概念を広くとらえて、区全体でこの生涯学習を進めていく考え方については、十分理解はできるけれども、せっかく公民館、公民館という名前が嘗々としてこの間、練馬区の場合には使われてきたわけである。私ども案では、公民館という名称をかえて、生涯学習センターという形にしたいということでご提案申し上げたが、この審議会の中で、そういうような名称は残してもいいのではないかという強い、何人かの委員からご要請、ご要望があった。私どもとしては、教育委員会として、公民館をどうとらえるのがいいのかということについては、当然、区長部局にお渡しする関係で、教育委員会としても一定の考え方を持たなければいけないので、きょうはあえて資料を提出させていただいたところである。

公民館の経緯であるとか、あるいは具体的な役割であるとか、そしてまた現在がどうなっているか、現状がどうなっているのかといったところを生涯学習課長のほうからご説明させていただいたので、ぜひ名称をどうしていったらいいのかというのを切り口として、公民館のあり方論に密接にかかるものであるから、ぜひご議論をいただければありがたい。ぜひ委員長のほうで進めていただければありがたいということ、冒頭ちょっと申し上げさせていただきたいと思う。もう少しお話をさせていただければ、今回、そもそも生涯学習センターという名称に公民館をかえた理由、案であるが、理由をちょっともう少し詳しく説明してほしい。

生涯学習課長

公民館と生涯学習センターということである。基本的には公民館が戦後果たして来た役割の中で、戦後の平和教育、あるいは人権等の教育、それらが社会教育の位置づけの中で、教育機関として公民館が設置されて果たしてきたわけであるが、社会の状況の変化に伴って、生涯学習という概念が規定されたり、あるいは社会教育というものが教育委員会における学校教育以外の組織的な教育であるという位置づけがなされてくる現状があった。その中で、中教審の答申であるとか、教育基本法の改正、おのおのそれらが

反映されてきたわけだが、現行、練馬公民館で実施している事業については、本日提出させていただいた資料のとおり、非常に幅広い事業を展開している。そういった中で、1つは、今回の組織改正の趣旨が、基本構想、長期計画に基づいて、区長部局の中で一体として生涯学習を振興し、なおかつそれで育ってきた人材等について、地域の中で活用していく地域づくりをしていきたいというのが大きな趣旨である。その中で、社会教育法で規定されている公民館という位置づけを見直して、より幅広く生涯学習を進めていき、かつ学習成果を地域に生かしていけるように名称を生涯学習センターという形に変更し進めていきたいというのが大きな理由である。

その詳細について言えば、1点目については、まず公民館という本来法に定められている名称の施設と、練馬の公民館が少し乖離をしているのが1つ。それからほかの区の現状を見ると、23区の中で、公民館の名称を使って残っているのは練馬公民館のみという状況である。それが1点。

それから、先ほど言ったように、社会教育という位置づけももちろんあるが、よりいつでもどこでもということも含めて、生涯学習というのが幅広く区長部局を含めて行われているということである。今回、今、組織改正の案でもお示ししているが、社会教育法に基づかない施設で、基づかない施設という言い方はおかしいが、社会教育法に基づく教育施設であれば公民館であるが、今回それを見直しをして、区長部局に設置する生涯学習センターとしての施設の位置づけに切り換えていくと考えた内容である。そのために公民館という名称が使えなくなるという位置づけで今、考えているところである。

以上である。

委員長

ご質問は。

安藤委員

今、区長部局のほうへ移るから、公民館という名称が使えなくなると伺ったような気がするが、教育委員会から離れてしまうと公民館という名称自体が使えないということなのか。

それから、例えば、区長部局に事業を移行するにしても、今乖離しているとおっしゃったが、本来公民館で行われるべき事業を公民館に戻すという選択肢はないのか。

生涯学習課長

名称の話であるが、区長部局への持っていく方という観点で考えれば、名称についてはいろいろな方策があると思う。であるから、社会教育施設のままいわゆる事務だけを区長部局で施行するというのであれば、公民館という考え方、公民館の名称は残しておいても差しさわりのないと思う。ただし、今回の見直しについては、先ほど言ったように、社会教育施設である公民館ではないという考え方をとっている。より広く生涯学習の枠でとらえていこうという施設であると考えている。であるから、実は具体的に言うと、かつては公民館では教室という事業がたくさんあった。例えば写真の教室であるとか、映画の教室であるとか。そしてその教室に基づいて受講した方が自主団体をつく

って、自主的なサークルとして育っていった経過がある。これだけではないが、これを具体的に組織的な教育である社会教育だという推定をするならば、今現在行われているさまざまな公民館事業の中で、教室事業はごくわずかに減っている。各団体の自主的な活動が主体を占めていることもあるので、そういった意味で、今の活動内容が本来公民館に定められた活動内容よりも、進歩をしていくというか、進展して、今の練馬の社会状況にあった学習活動が行われている。それをとらえるならば、生涯学習を振興する一大拠点として考えていきたいという内容である。それが1点目である。

2点目の、本来公民館事業について、区長部局にあるものを公民館に戻すということであるが、これについては、今福祉であるとか、防災であるとか、さまざまな部署で各目的に応じてさまざまな講座等開設している。これらすべて生涯学習事業であると考えている。練馬区が独立して、昭和28年、公民館が設置された当初は、そういったような事業についてはたしかに公民館で、その地域の課題として教室で行われていた経過もある。ただ、現在は、幅広く各所管において、各課題を解決すべく、そういったような生涯学習事業ということで、講座等の開設をしているので、それを今現在、公民館1つの施設で実施していくのは現実的ではないのかなと思っている。

以上である。

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

外松委員

説明をお伺いしていてちょっと思ったのであるが、公民館という名称で存在しているのは、今23区中、練馬区だけだというお話を伺って、そうすると今課長が語るお話ししてくれたように、この法律がつくられたのはかなり、戦後間もない時期である。それと、これだけ世の中が変化してきて、住民の皆さんがこんなふうに社会活動を行っていききたいということと、もしかしたら法律がやや乖離しているのか。それで他区では現状にあったようなそういう法律に、活動しやすいようにそうやって生涯学習等も、公民館という名称ではなく、そういう別な名称になって、より住民の皆さんもそういう社会教育活動がしやすいようにシフトされてきているのかと、ちょっとそんなふうに受けとめた。そういう考え方でよろしいのであるか。

生涯学習課長

外松委員がおっしゃっていただいた内容のとおりだと思う。23区の中で、一番最初にできたのが北区の赤羽公民館。これは練馬区の公民館より前にできて設置されたのであるが、現在、赤羽公民館については、たしか文化センターという内容で、どちらかと言うと練馬区立文化センターがあるが、そういった内容の施設に変更というか、建物も建て替えられて、名称も変更されて、いわゆる生涯学習の拠点として利用されているものもある。杉並においても、平成に入ってからであるが、杉並の公民館も今現在は廃止をされて、地域の活動センターと社会教育の拠点として複合施設として使われている内容である。

戦後、学校教育以外の成人教育をどう実施していくかという中で、社会教育法がつくられて、それに基づいて、その他博物館法であるとか、この公民館の規定も整備をされていったのであるが、昭和40年代から50年代にかけて、さまざまな団体から公民館の現代的課題という学習活動、研究活動が盛んに行われてまいった。その中で、都市部における公民館というのか、そういったものの役割については大きく変わっていったんだということが、民間の団体等から意見として出されたこともたくさんある。それに基づいて、法律等の関係、中央教育審議会の答申、あるいは社会教育法の改正、順次そういう形での変更が加えられてきていると理解しているところである。

以上である。

外松委員

ありがとう。

委員長

ほかにご意見、ご質問は。

教育長

公民館運動という戦後、大きな運動があって、学習の自由をどうやって実現していくかということで、公民館がある意味象徴的な施設的な役割を果たしてきたということで、そういう意味では、公民館が果たしてきた役割は非常に大きかったと思うし、現実に練馬区でもそれこそ議員さんも交えて、公民館運動と非常に燃え上がった時期があった。練馬公民館は、そういう意味では、最後に公民館という名前が残ったというぐらい、大変大きな歴史を持って今日まで至っていることがあるので、公民館運営審議会の中で、ぜひ公民館という名前を残したいという思いが委員さんの中から出てくるというのも、あながちわからないわけではない。

ただ、先ほど来申し上げているように、現実、生涯学習という大きなくりの中で、区民が学習をしていくんだということは、既に生涯学習推進計画の中にもしっかり組み込まれて、我々としても仕組みをつくっている。また、この生涯学習、あるいは文化とか芸術といったもの、スポーツも含めてであるが、トータルで地域づくり、人づくり、天沼委員に前回も人づくりというお話をいただいたが、そういうもう少しトータルで大きな視点でこの問題を、学習という部分を考えていったときに、やはり歴史の中で公民館が果たしてきた役割は役割として認めつつも、これから新しい役割を今ある公民館に生涯学習の拠点として残したい。生涯学習の拠点としていきたいという言葉が、今回の組織改正の中でも大きくうたわれている。

ましてセンターという名前をつけたのは、これは当然のことであるが、生涯学習をやっているところは、何も今ある公民館だけではなくて、地域集会をやっているところはすべて、いろんな意味で生涯学習の拠点になっているわけである。そういうもののセンターの役割を、中核の役割をあそこの公民館で果たさせたいという、これもやはり強い思いが私どもとしてあって、そういう意味で生涯学習センターという、仮称であるが、そういう名称をつけて、今回の組織改正に臨みたいというのが我々の考えであるので、

そこに公民館という名前だけはぜひ残してほしいという思いは思いとして受けとめつつも、やはり未来に向かって区民の学習権を保障しながら、なおかつ人づくり、地域づくりといった、もう少し広い視点で考えていきたいという思いを込めるとするならば、あえて公民館という名前を残すことは、私としては大変忍びがたいのだけれども、やはり生涯学習センターという新しい名称の中で、機能をもっと充実させていきたいと。それが私自身の気持ちであるので、申させていただきます。

公民館運営審でどういう意見が出たのかだけ教えてください。

#### 生涯学習課長

公民館運営審議会においては、まず公民館という名称に対して、ものすごく愛着があると。委員の方の言葉をかりれば、これは委員というのは、古くからそこで教室に携わって、それで今委員、団体の選出委員としてやっていただいている委員であるが、委員の方からここの公民館で私は育って今にきているので、ぜひ公民館の名称を残してほしいという意見をいただいた。それに合わせて、ほかの委員からも公民館の名称を何とか残せるような考え方はできないのかということでご意見をいただいた状況である。ただ、それに関しては4名、16名でしたか、出席がちょっと把握していないが、4名の方からは挙手があって、1名そのご意見をいただいたということ。それが1つ。

もう一つは、実はもともと社会教育法に位置づけられた教育機関であるという位置づけを今回外すものであるから、いわゆる政治的中立性についてどう考えていくか。いわゆる生涯学習の自由についてどう考えていくかというご意見も、またその前の公民館運営審議会でも1名の委員からいただいたことがあった。大体この2つである。

#### 委員長

ご意見、ご質問はあるか。

#### 天沼委員

これまで行われてきている練馬公民館事業は、この生涯学習センターに引き継がれて今後も続けられるということなのか。それが1点。

それから、ちょっと教えていただいていたと思うが、練馬公民館というのは、現行の組織ではどちらのほうにあって、今回、生涯学習センターは文化生涯学習課に移るということであるが、どこにあったのか。その2点である。

#### 生涯学習課長

現在、練馬公民館で行われている事業については、基本的にはそのまま引き継ぐと考えている。

2点目の、今の組織であるが、生涯学習課、ページでいくと今回提出している案の8ページ、組織図がある。その中の左側が現下、現行である。その左側の一番下のほうに、生涯学習部が出てまいる。その中の生涯学習課、ここに公民館がついている。右側の表でいくと、上の文化・芸術生涯学習・スポーツ振興施策に係る一元化という中に、(仮称)文化・生涯学習課というのが出ている。その一番下のところから2行目、(仮称)生涯

学習センター（現練馬公民館）という形で載せているところであるが、今現在生涯学習課の施設で行くと、生涯学習課の中にある練馬公民館、美術館、石神井公園ふるさと文化館、この3つの施設については、今度の新しい組織表でいくと文化・生涯学習課の中に、その3施設がそのまま移行するという考え方、組織図である。

以上である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

このもともと組織改正の話が上がってきたのは、区長部局と教育委員会での同じようなことを目的とする事業が、両方で行われていたりということを精査してきてこのような形に整理されてきたのかと思う。そうしたときに、やはり公民館の中身を見てみると、大人にかかわることで、文化芸術・生涯学習のほうで区長部局。子どもにかかわることは教育委員会だと大きく分けた中で、この枠組みに入るのはそういうことかと思う。ただ、名称だけはつけることは公民館とまたつけて、生涯学習に、教育委員会から離れてもできるということであるが、言葉の概念や、区民の方々から内容的なものを推測するときに、生涯学習センターと言ったほうが、より広い学びという、生涯にわたって学習する、人生を送るという意味では、わかりやすいのかということで、時代とともに用語も少し変わってくるという意味から言うと、生涯学習センターでいいかと、私は考えている。

もちろん、長い貢献をされてきた方々、活動されてきた方々が愛着を持ってなくしたくないという思いは、先ほどお話を伺ってそういうことだったのかとわかったが、一応、私は、提案どおりのお名前でもいいのではないかと考えている。

外松委員

私も、委員長の今の考え方に、名称に関しては賛成である。そのほうが本当に皆さんにとってもわかりやすいかと思う。

公民館の歴史と、また運営等の長い間、そこで育ててもらって今自分が運営側にあたっているとおっしゃっていたから、まさに社会教育を地で実践なさっている方たちが現在携わってくれていると思う。であるから、そんな大規模でなくてよしいが、新たにまたスタートするにあたって、どこかに、かつてはこういう公民館という名称だったみたいなのが、どこか検証してわかるような形のことが、してさしあげたら、本当にそこで育つ公民館、育っていく公民館を運営してくれている方の思いにも、何かお答えできればと、ちょっとそう思った。

安藤委員

社会教育の理念を持った、理念に基づいた公民館ということから、愛着があるということがよくわかった。外松委員がおっしゃったように、その方たちの思いをしっかりと新

しく生涯学習センターになっても、社会教育というところを守ってきた方々や、これから広い意味での生涯学習という方向へ時代はいくのだからけれども、社会教育という考え方や理念というものは、ぜひ引き継いでいただけたらと思う。

教育長

今、安藤委員におっしゃっていただいたように、社会教育が持っていたそもそもの理念をどうやってちゃんと引き継いで生涯学習センターにするのだったら、生涯学習センターに受け継いでいくかは大事なことだと思う。であるから、今、生涯学習課長から、公民館運営審議会の中でも、社会教育が持つ本来の学習の自由が、どういうふうに確保、もし移ったとしてもどうやって確保していくのか、そういう意見が出たということは、それはやっぱり我々としてもきちんと受けとめて、それに対して答えていかなければいけないんだけど、さっきの案の4ページに、公民館のことが書いてあって、公民館運営審議会をより一層利用者の声を反映できるような、新たな懇談会組織に改組すると書いてあるわけである。であるから、こういうような利用者の声をしっかりと受けとめていく中で、学習の自由、学習権の自由というか、社会教育が持っている本来の中立性と言うか、そういうものをきちんと担保しながら新しい生涯学習センターでも、従前どおり社会教育としての側面をしっかりと引き継ぎながらやっていってほしい。それは私としてもぜひそうしていただきたいと思っている。

委員長

いかがか。ほかにご意見あるか。

ちょっと表記上のことでよろしいか。8ページ、9ページのイメージ図のところは、とてもよくわかりやすくまとめていただいたと、前回よりも修正されてよかったと思う。下のほう四角の6番目に（仮称）こども家庭部というところだけひらがなになっているが、これは子どもを漢字にあえて直しているところがあったが、ここはひらがなのままのほうがいいということか。

教育長

組織の名称であるから、どういうふうにしようかと考えてみた。実はその下に子ども家庭支援センターがあって、ここは従来から子供の子だけ漢字でどもはひらがなを使っている。これは教育委員会にご承知のとおり、基本的には漢字を使おうと。両方とも子供という字を、漢字を使おうと今までできているが、やはり組織の名称で、漢字でももちろん構わないが、もう少し柔らかくこどもの日のこどもでいいのではないかということで。

委員長

では、意図的に入れた。

教育長

そういうことである。では、下の子ども家庭支援センターの子どももかえればいいで

はないかという議論もあったが、実はこれは今もある組織であるから、名前を変えますと看板は変えなければいけない、表示も変えなければいけない、案内も全部変えなければいけない。それでお金を使う必要はないということで、既存は児童青少年部が使っている「子ども」という字は、大抵子供の子を漢字にして供をひらがなにしているが、とりあえず組織改正で来る部分については、従前どおりの形でお受けして、教育委員会で十分今後の課題として議論して行って、変えられるタイミングがあれば変えていこうということで、事務局としては、私どもはそう思っている。その結果がこういう形になったということでご理解いただければと思う。

委員長

わかった。

では、ご意見はほかにないか。よろしいか。

さまざまご意見をいただいたが、この協議案件については、引き続き協議してまいるので、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件は「継続」とする。

#### (4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

委員長

次の協議案件である。

平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

この協議案件は、事務局より新たに提出されたものである。では、資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

よろしいか。

それでは説明があったとおり、本年度も点検・評価を行ってまいる。昨年から若干の変更もあるようだが、今年度の進め方について、各委員のご意見やご質問を伺う。

天沼委員

対象項目一覧の125番の16番であるが、学校保健の運営、これも今年かその前かで質問させていただいたが、学校保健のところの小項目を見ると、学校校外授業事務に

なっていて、見出しと評価項目がそぐわないような感じがしているが、これについてはどうか。

#### 庶務課長

これについては、今回の区のほうの事務事業の中で、いわゆる一つの基本事務事業の中で、代表的な事業を選んで評価しろということがあって、その中でこの校外関係の事業が対象になったということで、それを記載している形になっている。

#### 天沼委員

あともう1点。ちょっとマスコミで新聞などで知って、実際事実はどのようなことがわからないが、小学校、中学校の校舎、体育館の審査がまだということが出ていたが、それは例えば124番の12などにかかわるところか。あるいはそれとはまた別途のことになるか。

#### 学校教育部長

前段のお話は、去年もご指摘をいただいたと思っている。学校保健の運営の中で、長期計画の中の事業の位置づけと言うか、今学校保健の運営の中で、校外授業がその事業、校外授業の運営というのが学校保健の中に入っていると。そういう施策の、そもそも事業がこういうふうな、天沼委員からご指摘をいただき、今後の長期計画の事業の見直しと言うか、長期計画そのものを見直すときに、そこにあること自体が固まるかどうか。そのときに検討させていただきたいということで、去年私、隣の席でお答えいただいた。まさにそのとおりで、あのときもお答えをさせていただいたが、今のこの体系が予算の体系になっているものだから、予算の中で学校保健費の中に校外授業も入っていて、あるいは同じ組織でそのほかの学校保健係で係が所管しているものだから、そういう分類になっているということで、こういう項目で体系立ててしまうとどうも妥当なのかという疑問があって、昨年ご指摘をいただいて、まだ実は時期ではないものであるから、こゝしも同じような分類になってしまっているということで、そこは申しわけないが、もう少し体系そのものを見直すときまでお時間いただけたらと思っている。

ただ、今庶務課長がお答えしたとおり、今年、実は全庁的にそれぞれの事業評価をするときに、今までは全部の事業を評価していたのだが、昨年それでかなり多い事業をお願いしたが、こゝしから全庁的に、基本的に1事業で、その施策を一番あらわせる事業をピックアップしてやろうということで、基本的には1つないし2つということで、昨年の事業に比べて31項目37事業ということで、少なくなっているのだから、この体系からは先ほど天沼委員言われたような事業が消えているが、そんなことをご理解いただけたらと思っている。

それからもう一つ。最近、読売新聞が主体になって、区立学校の検査済証が取得されていないのではないか。こういう一連の報道がある。実は光が丘の学校からそういう指摘が始まっているのだが、一部新聞で報道されているとおり、検査済証、建物が当然建った最後の段階で、完了した段階で検査済みと特定行政庁、建築部主事でしたか、特定行政庁からいただく形をとるわけだが、実は学校の場合、ちょっと言いわけがましいが、

どうしても4月1日の開校ということで、検査の時間が取れなかった状況があって、その検査が行われる前に学校施設を使用してしまった。利用してしまったということが、実は検査済証が取得できない状況になっていたということがあった。こんなことがあって、学校について報道機関等でかなり検査済証がないのは違法なのではないかというご指摘をいただいているところである。

手続的には明らかに瑕疵があり、これは私どもの事務処理の上での、はっきり言って過ちであり、今全庁的にこの状況がどうなっているのか。区立学校だけの問題なのか、ほかの施設もそういうふうな状況になるのか、そのことについては、先週の5日に庁内で調査会を設置して、局長を委員長に、教育長を副委員長として調査をこれから精力的に始める状況である。

天沼委員ご心配の、施設の安全性の話であるが、これについては、私どもは施設の建築職、電気設備職が設計を行い、その設計どおり実施して、工事を行ってその同じ、同じと言いますか、職種は同じ職員が、検査を行って、それで実はお金を払うという仕組みになっている。その意味で、安全性については何ら問題ないということで、それぞれの学校長にも、保護者からそういう問い合わせがあったら、そうお答えして結構だということで、実はそれぞれ教育委員会のほうから通知をしているところである。

安全性については、我々、不安を持っているわけではないが、ただ、手続的に建築基準法に定めている検査済証、終わった後の監督官庁の許認可権者の、まさに建築確認の確認をしていない。これをしていないというか、検査済証をとっていないという、このこと自体はたしかに手続上の瑕疵であるので、これについてはこれから調査をして明らかになっていくと思っているので、その件については改めて状況を把握次第、教育委員会のほうにも報告させていただきたいと思っている。

天沼委員

どうもありがとう。

実は、お答えいただいて、後でお聞きしようかと思っていたが、そういうことは、項目で言うと12番に当てはまるのかお聞きしたかった。

施設給食課長

安全性という意味では、さまざま区の教育委員会のほうでやっている中に、3年に1回は点検しなければいけない法的な義務があり、それを行っているところが12番の上の小中学校施設保守・点検事務というあたりに入ってくる。また、耐震化という意味での安全性のところでは、それ以外のところに入ってくるが、直接ということではないが、大きく言うと124番、教育環境を充実するところに入ってくるかと考えている。

以上である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

ほかにご意見、ご質問あるか。

では、確認したいことがある。

昨年度はたしか29項目で70事業、その前の年はもっとたくさんやっで大変戸惑いながら評価させていただいた記憶があるが、今回1事業、もしくは2か3どまりだと。これは全庁的にというお話だったが、各行政評価というか、それもその数がそのように絞られて行くということか。

庶務課長

事務事業評価の、いわゆる今回、事務事業評価表ということで、定められた成果指標を達成しているか。それから事業については達成ができて、できていないといった部分の評価については、基本事務事業概要の代表的な事業に絞り込んで、全庁的にこれはしている。であるから、事業について具体的な評価に入っているのは限られたものだけである。であるから、ほかの部分は一応事務事業としてはあるが、実際に成果ができたかどうかの評価まではしていない。至っていない。していないという状況である。

天沼委員

ということは、震災関係で放射能を測定して、それに対してどこか保育園の砂を入れかえるというお話も前あったが、そういう取り組みなどは、ここでは上がってこないという。放射能の関係で。

庶務課長

そもそも放射能の測定等については、いわゆる予算上の事務事業の中に特に今まで入ってきていなかったもので、それについて評価するのは、今回はない。それは別のこと、事務事業評価とは別の次元での評価になると思うが、行政評価の中での事務事業評価の対象にはなっていない。

委員長

あと、この1事業、もしくは2事業に絞った基準は、何を基準にされているか。

庶務課長

これについては、確かに今までは、70幾つであるとか、90であるとか、すべてにわたってやり、それでさらに評価をした上で、その改善点も出しながら、さらにリニューアルしていくというのが、一応この行政評価のシステムにあったが、なかなか数が多いとそこまでし切れない部分もあるということで、1つ評価の事業数を絞って、より効率的に、より改善した中身を反映しやすいようにということで、今年度から事務事業評価については、いわゆる基本事務事業の中の代表的なものを選んでやっという、全庁的に整理したものである。

天沼委員

今のご説明、わかった。要するに、そういうふうに行行政評価が全面的にいろんな事業

に対して点検・評価を行うのではなく、代表的なものだけを行っていくというのは、これは練馬区だけの方針、あるいは23区だったら23区全体的にそういう傾向があるのか。というのは、そうすると、やっぱり代表を選んでいいところだけ評価するということで、逆に問題点が上がってこない可能性も出てくる。やっぱり問題は押さえて、いろいろこれからの見直しで評価できる状態になってから評価するということもある意味で考え、勘ぐった言い方になってしまうかもしれないが、あるのではないかと思うので、その辺は傾向とそういう危惧というか、その辺についてお答えいただければと思う。

#### 庶務課長

他区の状況は、ちょっと私どもは把握しきれていないが、先ほども言ったように、今回たしかに絞った部分は、事務事業評価の評価の精度を高めるとともに、評価した中で、次につなげる改善の部分をより効率的にやっ払いこうということで絞ってやったということである。ほかの区でどのようにやっているか存じていないが、練馬区としては23年度からその形でやっ払いこうと決めたところである。

確かに委員おっしゃるように、漏れたというか、やらないところについてはどうなんだと。確かに今回の事務事業評価について評価しない部分については、現在の事務事業はどうだということの改善点の抽出と、それを来年度にどうつなげるかといったことが抜けてしまうので、そういった意味では、この制度としてそういったものはできなくなってしまいが、それぞれ担当部署では、自分のやっている事務事業はそれなりに評価して、改善してやっているふうがあるので、そのところは具体的にはできるかと思っている。

ただやっぱり、制度としての仕組みの中から、確かにないと言ったところで、その辺の担保はどうだというご意見はあろうかと思う。

#### 安藤委員

私も数が減る、ものすごく大変な作業なので、正直数が減るのはありがたいかという気もするが、やはりこういう点検をすることに関し、全庁的ということなので、あまり私がそこに口を出すのはどうかと思うが、点検をすることに対して効率というのはあまりよくないのではないかというのが正直なところなので、もし仮に、こういった1事業、2事業に絞って行うのであれば、その他のところも、非公式でもいいので、もうちょっと簡易的なものでも構わないので、以前のように、やはり大変ではあるが、見直しと言うか、点検していく必要は、もちろん事務局の方々が一生懸命やっ払いいただいているのは重々承知しているが、いろんな視点から見るという点でも、簡易的なものでも構わないので、何か教育委員会ではできたほうがいいのかというのが、私の意見である。

#### 天沼委員

私も1つ。昨年度からか、昨年度だけなのか、単年度のことだったのかわからないが、テーマを決めて評価をした。その年何か重点的に行ってきたこと、学力や学習支援とか、去年はそういう点であったと思うが、教育委員会であるから、そういった子供支援のと

ころ、何かテーマを絞ってやるという、そういった企画、予定はお考えか。

庶務課長

この資料の1の(1)の であるが、今年度についても、やはり昨年度と同様にもう少し広い視野というか、部分でのテーマを設けてやろうという予定ではいる。テーマについては、昨年度やったものもあるが、今後、23年度にどのようなテーマがよいのかといったものについては、事務局のほうでも幾つかはご用意して、次回以降ご提示して、どんなテーマがよいのかということはまたご議論いただければと思っているので、一応、通常どおりの事務事業についての点検・評価に加えて、テーマの部分も23年度は実施したいと思う。

天沼委員

わかった。

委員長

例年どおり記述欄というか、そういう欄も設けられる予定であるか。

庶務課長

それについても基本的に昨年度とほぼ同様の形でやろうと思っているので、それについてもたたき台みたいなものをお出しさせていただいて、そこでご意見をいただきながら、その辺については委員会の中で決めていただければと思っている。

委員長

どうしても施策名とか、政策名と事業が、さっきも1つ例があったが、ちょっと一致しがたいというか、もうちょっと別の角度かということと、実際の事業というのは、現実の問題があるかと思うので、そういったようなものを文言で書けるようになっているのかなという思いがあって、今ご質問させていただいた。すべてにわたってそのようなことをするというのではないと考えているが、記述欄があるほうがよいのかと考える。

ほかの方はいかがか。よろしいか。

外松委員

私だけがまだ発言していないが、どうしても私など委員の立場であると、そういう教育に関する事務というよりも、教育の事業そのものみたいなところでどうしても眼が行ってしまうが、こちらで本当に教育に関する事務の管理としての執行の状況の点検なんだということが、なかなかちょっとその辺が私はなれていなくて、どうしても教育活動そのものに目が行ったり、生涯学習活動とかそっちのほうに行ってしまうが、お話を伺っていると、やはりこれは行政が行っている教育に関する事務の管理としての執行の状況の点検なので、さっきも125番の16等でお話があったように、予算のついているところにその予算が、皆様税金からいただいて執行していることなので、それが適切

に行われているかということで、どうしても教育活動状況とは若干ずれがある、そんなことなんだとお話を聞いていて思った。

また、提案をいろいろいただいたら、しっかりと評価・点検を行っていきたいと思っている。

委員長

もう一つ質問ですが、このA3の参考資料2の、1、子ども分野の13番、青少年を健やかに育成するということで、131は、こちらの評価項目に上がっているが、132が家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成に推進するというのも、教育委員会に関連するように私は思うが、ここは必要がないということで入っていないのか。

庶務課長

こちらの132のほうは、区長部局のいわゆる青少年課にかかる事業のものであるので、仕切りで言えば、一応区長部局の担当の仕事ということになって、今度の組織改正と一緒になれば別であるが、教育委員会絡みにもなっているという形ではあるが、今の時点では、区長部局に入るので、そのところをどこまで評価できるかというのはある。

委員長

わかった。

ほかにご質問、ご意見あるか。

それでは、事務局のほう、よろしくお願ひしたいと思う。

では、次回以降も協議を続けてまいりたいと思う。したがって、協議案件については継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件は「継続」とする。

#### (1) 教育長報告

平成23年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

平成24年度学校給食調理業務民間委託について

練馬区ジュニア・オーケストラ第23回学校演奏会の開催について

軽井沢・武石少年自然の家 宿泊特別プランの試行について

平成24年度練馬区立図書館窓口等業務委託事業者の選定について

その他

その他

委員長

次に教育長報告である。本日は6件報告があるようであるが、よろしく願います。教育長、それでよろしいか。

教育長

結構である。

委員長

それでは報告の1について願います。

教育長

第3回定例会議会における一般質問の要旨を資料3でまとめているので、お目通しをいただき、ご質問があったらお寄せいただければと思っている。  
以上である。

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問お聞きする。

外松委員

2ページ目の1番最初のところ、中学生海外派遣に関してである。区民の皆さんからも、この海外派遣に関しては、高く評価していただいている、そういうところもあるかと思っている。答弁のところでも、海外派遣生がその後体験を生かして、海外の文化、その他いろいろなことに認識を深めて、海外で仕事をきっかけになったという回答も得ているということだが、またさらにこの事業を区民の皆さんにより理解していただくためにも、もし派遣生のその後の生き方というものが、この委員会に伝わるような手立てがあれば、よりいいかと思っている。

以上である。

委員長

何かあるか、事務局。

教育指導課長

去年、一定の、今二十歳の方、それから30歳の方向何人かに声を聞いてみようということをやってみたが、なかなか住所がわからなかったり、出しても返って来なかったりがあるが、その中でも、聞き取れた方についての声がここにも載せてある。また、そういう機会があったら、ぜひ提示していきたいと思う。

外松委員

ご尽力いただいてありがとうございます。なかなかその辺が事務的にも大変になってしまうと思うので、派遣生に、最後、解団式か何かのときに、将来、このことが自分の生き方に、

このように生きているとか、そういう声を逆に区の教育委員会に寄せてくれ、役所に寄せてくれみたいなお願いを、どこか文言にして中学生にお渡しして、果たしてどれだけそれに答えてくれるかわからないが、後で追跡してどこ行ったんだろうと探すのは膨大なエネルギーがかかるので、そのようなことを生徒さん自身とご家庭にお願いしていくような、そういう書面などを用意していただくと、心あるご家庭は役所に返してくれるのではないかと思う。また検討してくれ。

委員長

よろしく願います。  
ほかにご意見あるか。特になしか。

天沼委員

特にない。

委員長

それでは報告の2番について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

何か、ご意見、ご質問があったら願います。

天沼委員

わかった。

委員長

それでは、報告の3番について願います。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見を願います。  
特にないようですので、それでは報告の4番について願います。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問あるか。  
よろしいか。  
それでは、報告の5番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見、あるか。

天沼委員

練馬図書館は、生涯学習センターになった後も、そのまま、つまり継続したまま使うことができるようになるか。

光が丘図書館長

図書館の部分については、これまでどおり、図書館として運営を行っていく予定である。

天沼委員

わかった。

委員長

その他の報告はあるか。

事務局

特にない。

委員長

では、以上をもちまして第19回教育委員会定例会を終了する。